

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省 産業技術環境局 研究開発課 新エネルギー・産業技術総合開発機構）

制 度 名	国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充	
税 目	所得税（所得税法第 42 条第 1 項、同施行令第 89 条第 2 号・第 3 号） 法人税（法人税法第 42 条第 1 項、同施行令第 79 条第 2 号・第 3 号）	
要 望 の 内 容	<p>法人税法の本則において措置されている国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入及び所得税法の本則において措置されている国庫補助金等の総収入額不算入について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 15 条第 3 号（業務の範囲）及び福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第 7 条第 1 号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金の適用対象に平成 31 年度新規補助事業を追加する。</p> <p>平成 31 年度新規補助事業（平成 30 年 8 月 7 日現在、変更の可能性あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超先端材料高速開発基盤技術プロジェクト ・ 高効率・高速処理を可能とする AI チップ・次世代コンピューティングの技術開発 ・ （仮）AI 活用グローバルデータ プラットフォーム創出事業 ・ （仮）再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代電力ネットワーク安定化技術開発 ・ 太陽光発電主力電源化基盤技術開発 ・ （仮）再生可能エネルギー熱利用にかかるコスト低減技術開発 ・ 省エネ化・低温室効果を達成できる次世代空調技術の最適化及び評価手法の開発 ・ 未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発 ・ 地熱発電技術研究開発 ・ 風力発電等技術研究開発 	
	平年度の減収見込額	百万円
	（制度自体の減収額）	（ 百万円）
	（改正増減収額）	（ 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 民間企業等の研究開発及び技術開発に対し助成を行うことにより、我が国の産業技術力を強化し、新市場の開拓を可能とする創造的技術革新を促進し、新規産業の創出を図り経済社会の持続的な発展を達成する。また、市場創出につながる社会的ニーズに対応する技術課題への重点的な取組を促進し、技術開発の成果を実用化することにより、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 国庫補助金等の交付を受けた者においては、課税所得の計算上、国庫補助金等の額が益金の額又は総収入金額に算入され、法人税又は所得税負担が生じることになる。その結果、国庫補助金等をもって実施する研究用機器の取得や試作品の製作における資金に課税額分の不足が生じることとなり、研究開発に支障をきたすことになる。そのため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDO）を通じた補助事業（「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号」及び「福祉用具法第7条第1号」に基づくNEDO補助事業）については、法人税法及び所得税法の本則により、固定資産等の圧縮額の損金算入及び総収入金額不算入が認められているところであるが、平成30年度においても補助事業の新規追加が見込まれるため、本税制において当該新規補助事業の追加措置が必要。</p>											
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="322 1261 536 1458"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="536 1261 1485 1458"> <p>経済成長 技術革新</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1458 536 1621"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="536 1458 1485 1621"> <p>民間企業等による実用化のため、応用技術開発の一層の促進を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1621 536 1785"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="536 1621 1485 1785"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1785 536 1973"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="536 1785 1485 1973"> <p>政策の達成目標と同じ</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1973 536 2130"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="536 1973 1485 2130"> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>経済成長 技術革新</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>民間企業等による実用化のため、応用技術開発の一層の促進を図る。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>経済成長 技術革新</p>											
<p>政策の達成目標</p>	<p>民間企業等による実用化のため、応用技術開発の一層の促進を図る。</p>											
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>												
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ</p>											
<p>政策目標の達成状況</p>												

	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条第1号に基づくNEDOの助成金で取得した固定資産等の圧縮記帳(法人税)及び総収入金額不算入(所得税)
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減収額(経済産業省試算) 平成26年度: 634百万円 平成27年度: 712百万円 平成28年度: 925百万円 平成29年度: 742百万円 平成30年度: 1,343百万円 	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		

	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 13 年度税制改正において、法人税法施行令第 79 条第 1 項第 7 号及び所得税法施行令第 89 条第 6 号が制定され、NEDO の補助事業が本税制の対象となった。</p> <p>平成 20 年度税制改正において、以下の補助事業が本税制の対象となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー革新技術開発事業 (H24 年度から戦略的省エネルギー技術革新プログラムに統合) <p>平成 22 年度税制改正において、以下の補助事業が本税制の対象となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーベンチャー技術革新事業 (H29 年度からベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業に名称変更) <p>平成 23 年度税制改正において、以下の補助事業が本税制の対象となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代プリントドエレクトロニクス材料・プロセス基盤技術開発 ・風力等自然エネルギー技術研究開発 (H26 年度から風力発電等導入支援事業と風力発電等技術研究開発に分割) <p>平成 24 年度税制改正において、以下の補助事業が本税制の対象となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的省エネルギー技術革新プログラム <p>平成 25 年度税制改正において、以下の補助事業が本税制の対象となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非可食性植物由来化学品製造プロセス技術開発 ・固体酸化物形燃料電池等実用化推進技術開発 ・イノベーション実用化ベンチャー支援事業 <p>平成 26 年度税制改正において、以下の補助事業が本税制の対象となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発型ベンチャー支援事業 ・低炭素社会を実現する次世代パワーエレクトロニクスプロジェクト ・分散型エネルギー次世代電力網構築実証事業 ・バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業 ・風力発電等導入支援事業 ・風力発電等技術研究開発 ・バイオマスエネルギー技術研究開発 <p>平成 27 年度税制改正において、以下の補助事業が本税制の対象となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固体高分子形燃料電池利用高度化技術開発事業 ・水素社会構築技術開発事業 ・課題解決型福祉用具実用化開発支援事業 ・ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト ・中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業

平成 28 年度税制改正において、以下の補助事業が本税制の対象となった。

- ・インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト
- ・国際研究開発事業
- ・クリーンコール技術開発（H29 年度から次世代火力発電等技術開発に統合）
- ・国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業（H29 年度からエネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業に名称変更）
- ・IoT 推進のための横断技術開発プロジェクト（H30 年度より高効率・高速処理を可能とする AI チップ・次世代コンピューティングの技術開発に名称変更）
- ・高温超電導実用化促進技術開発
- ・次世代火力発電等技術開発
- ・アジア省エネルギー型資源循環制度導入実証事業
- ・植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発

平成 29 年度税制改正において、以下の補助事業が本税制の対象となった。

- ・ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト
- ・次世代産業用 3D プリンタの造形技術開発・実用化事業

平成 30 年度税制改正において、以下の補助事業が本税制の対象となった。

- ・海洋エネルギー発電技術の早期実用化に向けた研究開発事業
- ・高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発
- ・バイオマスエネルギー技術研究開発
- ・超高圧水素インフラ本格普及技術研究開発事業
- ・AI チップ開発加速のためのイノベーション推進事業
- ・環境調和型製鉄プロセス技術の開発
- ・宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業